

## 会員の懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の懲戒に関する規準を定めることを目的とする。

(懲戒解雇)

第2条 会員が次の各号に該当する場合は、懲戒解雇に処する。

- (1) 正当な理由なく、無断欠勤が7日以上に及び、出勤の督促にも応じないとき
- (2) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段で会員になったとき
- (3) 正当な理由なくセンターの指揮に従わず、その回数を重ねたとき
- (4) センターの内外を問わず、暴行、脅迫、障害等の不法行為をし、著しくセンターの名誉を傷つけたとき
- (5) センターに虚偽の報告をし、その結果、センターに重大な損害を与えたとき
- (6) センターの所有物を盗んだとき
- (7) 法律等に違反し、就業が不相当と認められたとき
- (8) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為を行ったとき

(委任)

第3条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。